

**** 学校や保育所管理下で負傷等をした場合 ****

学校・保育所等でのケガや疾病などの治療（調剤を含む）で、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となるものは、乳幼児等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の対象となりません。

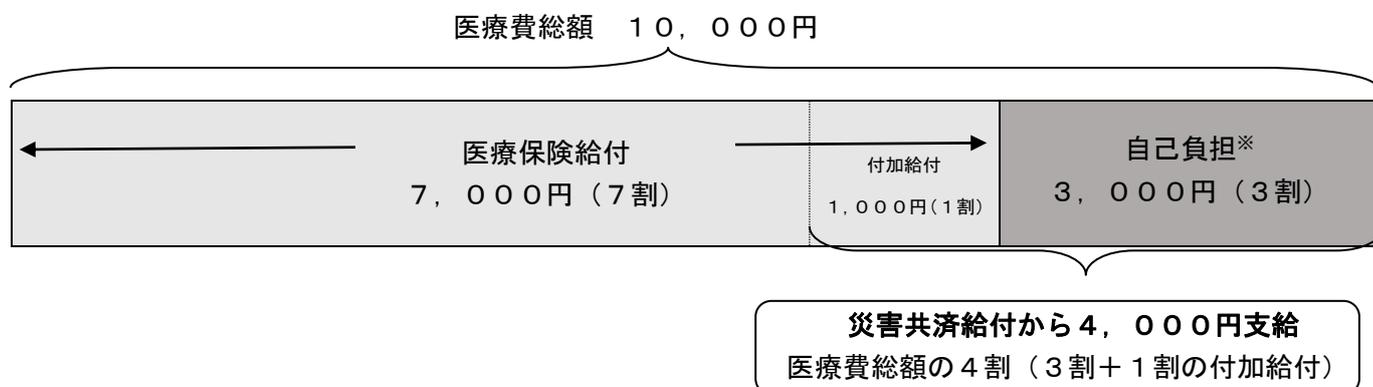
災害共済給付制度の対象となる場合は、

乳幼児等医療費受給者証・ひとり親家庭等医療費受給者証を使用せずに、

医療費の自己負担分（小学生未満：総医療費の2割、小学生以上：総医療費の3割）を支払っていただき、学校等を通じて災害共済給付の申請を行ってください。後日、災害共済給付制度より、医療費の自己負担分（小学生未満：総医療費の2割、小学生以上：総医療費の3割）＋総医療費の1割の給付があります。

災害共済給付制度のイメージ

例：医療費総額が10,000円の場合（小学生以上で自己負担が3割の場合）



※小学生未満の場合、自己負担は2割（医療費総額が10,000円の場合、2,000円）なので、災害共済給付は医療費総額の3割（自己負担2割＋1割の付加給付）になります。

なぜ、学校・保育所等でケガをした場合は乳幼児等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の対象とならないの？

乳幼児等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成は、医療費自己負担分を助成する制度ですが、その医療費自己負担分が他の制度により賄われる場合は助成対象となりません。

学校・保育所等でケガをした場合に乳幼児等医療費助成受給者証・ひとり親家庭等医療費助成受給者証を利用したらどうなるの？

災害共済給付には障害が残った場合などの見舞金も含まれていますが、学校・保育所で負傷等をした場合に乳幼児等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成を利用した場合、これらの給付を受けることができなくなります。

また、受給者証を提示すると、自己負担分を市が負担することになります。本来は災害共済給付で賄われるべき医療費の自己負担分を、乳幼児等医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成により市が負担すると、将来的な医療費助成の安定した運営に支障をきたすことにもつながってしまいますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。